



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第82号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	2
島根県立高等学校規程の一部を改正する規則	（高校教育課）	2
島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則	（ 〃 ）	6
島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規程	（ 〃 ）	6
市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	（義務教育課）	6
島根県立生涯学習推進施設条例施行規則の一部を改正する規則	（生涯学習課）	8
島根県視聴覚センター設置、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	8

【教委訓令】

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令	（教育庁総務課）	9
-------------------------	----------	---

教 育 委 員 会 規 則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第3号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、わかしまね」を削る。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第4号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第22条－第36条）」を

「第7章 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第22条－第36条）」

第7章の2 単位制による課程における入学等に関する特例（第36条の2・第36条の3）」に、「、入学料及び受検料」を「、受講料、入学料、受検料及び聴講料」に改める。

第17条第6項第5号中「及び講師」を削り、同項中第20号を第21号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

第19条第3項中「学年主任を置き」の次に「、第36条の2の規定による単位制による課程には学年次主任を置き」を加え、同条第5項第3号中「保健主任」を「保健主事」に改め、同項第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 学年次主任 当該学年次の教育活動に関する事項

第22条第3項中「前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者は、」を「当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者は、第1学年の途中又は」に改める。

第27条第1項中「入学許可の日から5日以内に」を「入学を許可されたときに」に改める。

第7章の次に次の1章を加える。

第7章の2 単位制による課程における入学等に関する特例

（単位制による課程における入学等に関する特例）

第36条の2 学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）については、校長が教育上支障がないと認める場合には、学期の区分に従い、生徒を入学させ、又は卒業させることができる。

2 第26条第2項に規定する編入学については、単位制による課程においては、校長は、相当の年齢に達し、相当の学力があると認める場合に、相当の期間を在学すべき期間として、これを許可することができる。

- 3 第31条第2項に規定する転入学については、単位制による課程においては、校長は、修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、これを許可することができる。
- 4 第32条第2項に規定する転籍については、単位制による課程においては、校長は、修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、これを許可することができる。
- 5 第34条第2項に規定する復学については、単位制による課程においては、復学の願出を受けたときは、校長は、教育上支障がないと認める場合は、相当の期間を在学すべき期間として、復学を許可することができる。
- 6 校長は、単位制による課程の生徒が過去に在学した高等学校において単位を修得しているときは、当該修得した単位数を当該単位制による課程の修了に必要な単位数のうちに加えることができる。
- 7 単位制による課程のうち定時制の課程においては、在学できる期間について、校長が教育委員会の承認を得て定めることができる。

(科目履修生)

第36条の3 単位制による定時制の課程においては、校長は、特定の科目を履修しようとする者があるときは、その者が、相当年齢に達し、かつ、その科目を履修することができることと認めた場合に限り、科目履修生として、当該科目の受講を許可することができる。

- 2 前項の受講を希望する者は、科目履修生許可願（様式第29号）を校長に提出しなければならない。
- 3 科目履修生が履修を終了したときには、校長は履修終了書（様式第30号）を交付しなければならない。
- 4 前項の生徒が定時制の課程に入学した場合は、校長は、当該履修科目を単位として認定することができる。

「第9章 授業料、入学料及び受検料」を「第9章 授業料、受講料、入学料、受検料及び聴講料」に改める。

第39条の見出しを「（授業料、受講料、入学料、受検料及び聴講料）」に改め、同条第1項中「、入学料及び受検料」を「、受講料、入学料、受検料及び第36条の3に規定する科目履修生に係る聴講料」に改め、同条第4項及び第5項中「授業料」の次に「又は受講料」を加える。

第44条第1項第3号中「辞令写簿」の次に「、人事異動通知書写」を加える。

様式第28号の次に次の2様式を加える。

様式第29号

年度

科目履修生許可願

受付番号	※
履修許可年月日	※
履修者番号	※

志 願 者	ふりがな		性別	写 真 (4 cm × 5 cm)
	氏名			
	生年月日	年 月 日生		
	現住所	〒 都府 市 町 道県 郡 村 番地		
	連絡先	TEL :		
保 護 者	ふりがな		志願者との	
	氏名		続柄	
	現住所	〒 都府 市 町 道県 郡 村 番地		
志 願 者 学 歴	学校名 (入学・卒業・修了・退学)		年 月	卒業・卒業見込み
	中学校		年 月	
履修を希望する科目		科目名	科目名	
		科目名	科目名	
		科目名	科目名	
私は貴校定時制課程において、科目履修生として上記科目を履修したいので許可くださるようお願いします。				
年 月 日				
志願者氏名 ㊟				
保護者氏名 ㊟				
島根県立 高等学校長様				

(注)成年者については、保護者の記入及び捺印を要しない。

※印は、記入しないこと。

様式第30号

第 号

履 修 終 了 書

生徒番号_____氏名_____

上記の者は本校定時制課程において科目履修生として下記の科目の履修を終了したことを証明する。

科 目	履修単位数
	単位

年 月 日

島根県立 高等学校長



附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第 5 号

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通信教育規程（昭和32年島根県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「様式第 1 号の 2」を「様式第 1 号の 4」に改める。

第10条第 2 号中「課程」を「過程」に改める。

第19条第 4 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同項第 5 号中「の職務を助ける。」を「又は助教諭に準ずる職務に従事する。」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 助教諭は、教諭の職務を助ける。

第33条第 1 項第 2 号中「80単位」を「74単位」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第33条の 2 校長は、生徒が在学できる期間について、教育委員会の承認を得て定めることができる。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第 6 号

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則

島根県立特別支援学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 6 項第 6 号中「及び講師」を削り、同項第25号を第26号とし、第 7 号から第24号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

第40条第 1 項第 3 号中「辞令写簿」の次に「、人事異動通知書写」を加える。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第 7 号

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し並びに同条第3項及び第4項中「週休日の振替え」を「週休日の振替」に改める。

第5条を次のように改める。

(代休日の指定)

第5条 学校栄養職員及び事務職員の代休日の指定については、条例第22条の10の規定によりその例によることとされる県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和31年人事委員会規則第11号)第2条第1項中「休日を除く。」とあるのは「条例第22条の8第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日及び休日を除く。」とする。

第8条第2項中「第22条の9」を「第22条の10」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間の指定)

第10条の2 条例第22条の8第1項の県教育委員会規則で定める期間は、条例第19条の5第4項に規定する60時間を超えてした勤務の全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 市町村教育委員会は、条例第22条の8第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある正規の勤務時間を割り振られた日(休日(休日休暇条例第3条第1項に規定する休日をいう。)及び代休日(第4条第1項に規定する代休日をいう。))を除く。第4項において同じ。)の勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における条例第19条の5第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 条例第19条の5第1項第1号及び同条第3項に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)第15条(同条例第22条において準用する場合を含む。)及び第25条の規定により読み替えられた条例第19条の5第1項ただし書並びに条例第19条の5第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 条例第19条の5第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

4 市町村教育委員会は、条例第22条の8第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある正規の勤務時間を割り振られた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、市町村教育委員会が、業務の運営並びに教職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 市町村教育委員会は、学校栄養職員及び事務職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 市町村教育委員会は、条例第22条の8第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした学校栄養職員及び事務職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該栄養職員等に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

第11条、第12条及び第13条中「第22条の8第1項」を「第22条の9第1項」に改める。

第15条、第16条及び第17条中「第22条の8第2項」を「第22条の9第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県立生涯学習推進施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第 8 号

島根県立生涯学習推進施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立生涯学習推進施設条例施行規則（平成 7 年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

（運営委員会）

第 6 条 生涯学習推進施設に、その運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べるため、運営委員会を置くことができる。

第 7 条 運営委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、社会教育及び学校教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験がある者のうちから所長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定め、その任期は委員の任期とする。

5 委員長は、会議を主宰する。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県視聴覚センター設置、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第 9 号

島根県視聴覚センター設置、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則

島根県視聴覚センター設置、運営及び利用に関する規則（平成 7 年島根県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「生涯学習推進センター」を「東部社会教育研修センター」に、「推進センター」を「研修センター」に改める。

第 3 条第 4 号を削り、同条第 5 号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「地域視聴覚ライブラリーの指導、育成並びに」を削り、同号を同条第 5 号とし、同条第 7 号を同条第 6 号とする。

第 4 条第 1 号を削り、同条第 2 号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号中「島根県立生涯学習推進センター」を「研修センター」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 5 条中「島根県立生涯学習推進センター所長（以下「推進センター所長」という。）」を「研修センター所長」に改める。

第 6 条、第 8 条及び第 9 条中「推進センター」を「研修センター」に改める。

様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中「生涯学習推進センター」を「東部社会教育研修センター」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第 1 号

本 庁
 教 育 事 務 所
 埋蔵文化財調査センター
 教 育 機 関
 県 立 学 校

職員の勤務時間に関する規程（平成 4 年島根県教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3 月 31 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

別表県立学校の項を次のように改める。

県立学校		
教職員（寄宿舍指導員及び水産練習船に乗り組む教職員を除く。）	寄宿舍指導員	水産練習船「神海丸」に乗り組む教育職員
条例第 3 条第 1 項本文による。	4 週間について 8 日 所属長が職員ごとに指定する。	52 週間について 104 日 所属長が職員ごとに指定する。
4 週間ごとの期間について、1 週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように所属長が割り振る。	同左	52 週間ごとの期間について、1 週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように所属長が割り振る。
所属長は、勤務時間が 7 時間45分の場合45分間以上 1 時間以内の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	所属長は、勤務時間が 6 時間を超える場合は 45分、7 時間45分以上の場合は45分間以上 1 時間以内、8 時間を超える場合は 1 時間の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	同左

附 則

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。